

文教大学湘南校舎学友会会則

第1章 総則

第1条 名称及び事務所

本会は、文教大学湘南校舎学友会（以下、本会と呼ぶ）と称し、事務所を神奈川県茅ヶ崎市行谷1100の文教大学湘南校舎内に置く。

第2条 目的

本会は、文教大学の教旨に則り学風を振起し、自治精神の高揚に資する。併せて、会員の福祉親睦を図ることをもって目的とする。

第3条 会員の資格

本会は、情報学部・国際学部・健康栄養学部及び経営学部の全学生をもって会員とする。

第2章 会員の義務及び権利

第4条 会員の義務

- (1) 会員は、会則の定めるところにより、学友会費納入の義務を負う。
- (2) 会員は、本会会則に従わなければならない。

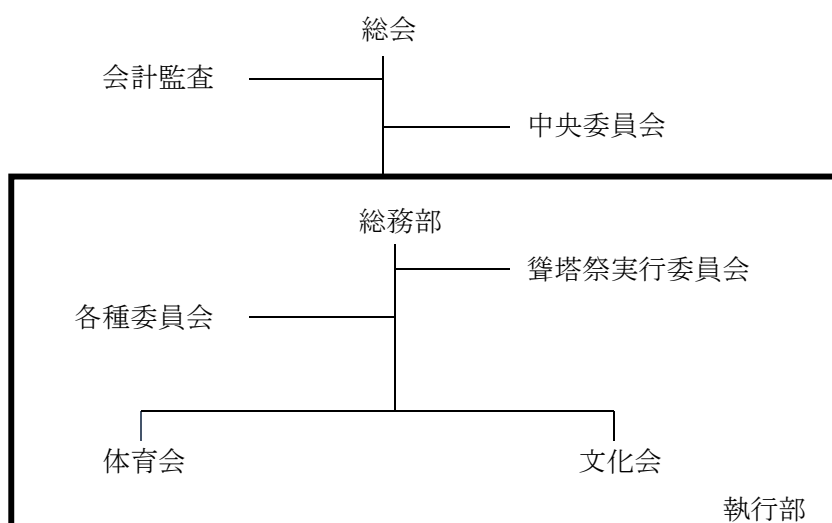
第5条 会員の権利

- (1) 会員は、総務部委員及び会計監査、選挙管理委員を選出する権利と被選挙権を有する。
- (2) 会員は、総会に於いて、発言・議決の権利を有する。

第3章 組織

第6条 組織

本会の執行組織は次のとおりである。



第4章 総会

第7条 総会の構成及び権限

総会は、全会員をもって構成し、本会の最高議決機関とする。

第8条 総会審議事項

総会では、少なくとも1週間前に提示された議案書に基づき、次のことを審議する。

- (1) 活動結果報告と活動計画案。
- (2) 予算・決算案。
- (3) 会則改正案。
- (4) その他、必要と認めた事項。

第9条 総会の招集及び運営

総会は、会長が召集し、その運営は総会運営細則により行う。

第10条 定期総会

定期学友会総会は、年2回これを召集する。

第11条 臨時総会

会長は、次の場合臨時総会を召集する。

- (1) 全会員の4分の1以上が要求した場合。
- (2) 定期総会が流会した場合。
- (3) 執行部会が要求した場合。

第12条 総会の成立及び議決

総会は、全会員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立し、議決は、出席者の過半数による。但し、流会の場合は、その日より30日以内に臨時総会を開くものとする。

第13条 委任状

委任状は、総会議題が全会員に提示された後に総会議長あてに提出することができる。

第5章 総務部

第14条 総務部の構成

総務部は、全会員により選挙された三役と、会長の任命による委員でこれを構成する。但し、三役とは会長1名、副会長2名、財務局長1名を指す。

第15条 総務部の任務

総務部は、学友会最高執行機関であり、一般執行事務の他、次の任務を行う。

- (1) 総会議案の提出。
- (2) 予算案・決算案も作成。
- (3) 執行部会への議案の提出。
- (4) その他、会長が必要と認めた事項。

第16条 委員の任務

総務部委員は、次の任務に当たる。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を掌握する。

- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が会務を行うことができない場合は会務を代行する。
- (3) 各局員は局務を掌握・遂行する。

第17条 委員の任期

総務部委員の任期は、選出されてから次年度の後期総会までとする。但し、再任をさまたげない。

第18条 三役の解任

総務部三役は以下の場合解任される。

- (1) 全会員の 1/4 以上が連署により解任請求した場合、全学投票にかけられる。この全学投票は、全会員の 2/3 以上の投票で成立し、有効投票の過半数が解任を示した場合、解任される。
- (2) 執行機関のいずれかから解任請求がされた場合、顧問の承認ののち、執行部会での決議を行う。解任請求は各執行機関の構成員 2/3 以上の連署によって執り行われる。決議は執行部会での 2/3 以上の賛成により解任となる。
- (3) 本人が辞任の意思を表明した場合、会長の承認により、解任することができる。

第19条 三役の補充、代行

役員の補充、代行については以下の通りとする。

- (1) 解任によって生じた欠員は補充することができる。その際の選出の方法は選挙管理委員会細則に準ずる。
- (2) 新役員選出までの期間、総務部会の承認を得たものが、代行を務めることができる。

第20条 局の任務

総務部には以下に記す局を置き、局長をたてる。総務部委員はいずれかの局に属し、局務を遂行する。また 局長は局務に関して責任を負う。

- (1) 財務局
 - ア 予算・決算案と報告書の作成
 - イ 各団体への予算の支給・監査
 - ウ 経理事務
- (2) 総務局
 - ア 総会議事録の作成、保管
 - イ 会員に対する議事録の公開
 - ウ 学内、学外との交渉
- (3) 企画局
 - ア 総会決定事項の具体化
 - イ 本会の目的達成のための行事の企画・立案
 - ウ 情宣活動

第6章 体育会・文化会・聳塔祭実行委員会

第21条 聳塔祭実行委員会

本会会員をもって構成し、聳塔祭運営を通し本会の目的の達成を図ることを目的とし、独自の会則を持つ。

第22条 体育会・文化会

公認団体の部員をもって構成し、部活動を通し本会の目的の達成を図る。但し、公認団体の定義は第7章第23条に定める。

第7章 公認団体・公認サークル

第23条 公認団体の定義

体育会・文化会の規約に従って加盟を公認された部・同好会を公認団体とする。

第24条 公認サークルの定義

所定の手続きを行い、設立・継続を認められた部・同好会を公認サークルとする。

第25条 公認団体・公認サークルの義務

毎年度、総務部に設立・継続の手続きを届け出る義務を有する。

第26条 公認団体・公認サークルの権利

- (1) 学内に於いて勧誘期間中に勧誘活動を行う権利を有する。
- (2) 学内の施設を優先的に使用する権利を有する。
- (3) 公認団体は、大学が定める課外活動表彰の選考を受ける権利を有する。

第27条 公認サークルの設立

- (1) 10名以上の構成員を必要とする。

※2023年度に限り5名以上の構成員を必要とする。

- (2) 第11章第44条に定める顧問を必要とする。
- (3) 所定の書類を提出し、会長の承諾を必要とする。

第28条 体育会・文化会への加盟

体育会・文化会への加盟は、公認サークル結成後1年以上経過していることを必要とし、所定の手続きを行う。加盟の手続き文教大学湘南校舎体育会規約・文教大学湘南校舎文化会規約にそれぞれ定める。

第29条 休部及び廃部

継続の手続きを行う際、構成員が10名未満の公認サークルは廃部とする。継続の手続きを行う際、構成員が10名未満の状態が2年以上続く公認団体は廃部とする。但し、公認団体の休部及び廃部に関し、体育会・文化会本部が別に認めた場合はこの限りではない。

第8章 会計

第30条 会計

本会の会計は、次による。

- (1) 会費、会則の定めによる。
- (2) 寄付金。

- (3) 援助金。
- (4) 事業収入・その他。

第31条 会費

現行の会費を変更するには、会計細則の定めによる。

第32条 納入

会費の納入は、学友会総務部に納入する。

第33条 支給手続き

- (1) 聳塔祭実行委員会及び各公認団体の支給はそれぞれの代表・財務責任者に総務部財務局より支給する。
- (2) 前期総会において予算案が総会の承認を得ることができなかつた場合は、前年度予算の3割を限度に支給し、後期総会において補正する。

第34条 支給の停止

会計監査は、団体の日常の会計業務に著しく不備があった場合、その団体に対して以下の処置をどちらか取る ことが出来る。この処置は必ず従わなければならない。

- ①その年度の予算全額の返金
- ②来年度予算の支給停止

第35条 会計年度

本会会計年度は4月1日をもって始まり、3月31日をもって終わる。

第36条 会計及び会費に関する事項

会計及び会費の詳細に関する事項は、会計細則でこれを定める。

第9章 会計監査

第37条 会計監査の構成及び選出

会計監査は、全会員により2名選出される。

第38条 会計監査委員会の任務

会計監査は、学友会総務部の会計監査を行う。

第39条 会計監査員の任期

会計監査の任期は、選出されてから次年度前期総会までとする。

第40条 会計監査及び監査報告

- (1) 会計監査は、必要に応じて随時行い、該当団体に対して助言する。
- (2) 監査報告は、次年度前期学友会総会にて行う。

第41条 会計監査に関する事項

投票の方法その他選挙に関する事項は、会計監査細則でこれを定める。

第10章 三役及び会計監査の選挙管理

第42条 選挙管理

三役及び会計監査の選挙管理は、総務部が行う。

第43条 選挙に関する事項

業務の詳細に関する事項は、選挙管理委員会細則でこれを定める。

第11章 顧問

第44条 顧問

聳塔祭実行委員会・体育会本部・文化会本部及び各公認団体、各公認サークルは、本学の専任教員を顧問としておき学長が委嘱する。

第12章 改正

第45条 改正

会則及び細則の改正には、総会での過半数の承認を必要とする。

- (1) 総会にて過半数の承認を得る。
- (2) 執行部会にて満場一致の賛成を得る。

特別決議：本会の会費は、入会金 5,000 円、会費 4 年分 20,000 円ということが 1987 年度後期総会で決議された。

特別決議：本会の会費は、入会金 6,000 円、会費 4 年分 24,000 円ということが 1999 年度後期総会にて決議された。

特別決議：本会の会費は、4 年分で 24,000 円（入会金なし）ということが 2010 年度後期総会にて決議された。

本会則は昭和 60 年 4 月 1 日より施行する。

本会則は平成元年 4 月 1 日より施行する。

本会則は平成 3 年 4 月 1 日より施行する。

本会則は平成 5 年 4 月 1 日より施行する。

本会則は平成 6 年 11 月 16 日より施行する。

本会則は平成 14 年 11 月 21 日より施行する。

本会則は平成 16 年 11 月 18 日より施行する。

本会則は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

本会則は平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

本会則は平成 29 年 6 月 21 日より施行する。

本会則は平成 30 年 12 月 5 日より施行する。

本会則は令和 4 年 12 月 21 日より施行する。

総会運営細則

前文 本細則は、文教大学湘南校舎学友会会則第 4 章第 9 条 により、総会運営の方法を定めるものとする。

第1条 総会規定

総会は、全会員をもって構成し、本会の最高議決機関とする。

第2条 総会の成立

総会は、全会員の過半数の出席をもって成立とする。但し当日の出席者と、当日までに提出された委任状の総数の合計が、全会員の過半数に達していなければならない。

第3条 議長及び書記

出席者の中より、議長 1 名、書記 1 名を選出する。選出の方法は、立候補を募り、立候補者のない場合は会長がこれを指名し、本人の承諾を得たうえで決定とする。議長及び書記は原則として発言権・議決権を持たない。

第4条 議長の任務と権限

議長は、議事の進行に責任を持つ。また議長は、会の進行を妨害するものに対して、退場を命じる事ができる。

第5条 書記の任務

書記は、議事が終了後次第、議事録を読み上げる。

第6条 発言

総会での発言は、議事に関する質疑と応答を中心とし、それ以外の発言には議長の承認を必要とする。

第7条 議題

総会で審議・議決される議題は、原則として 1 週間前までに提示された議題のみとする。

会計細則

前文 本細則は、文教大学湘南校舎学友会会則第8章第31条及び第36条により、学友会の会計及び会費の詳細を定めるものとする。

第1条 会計定義

学友会会則及び細則に於ける会計とは学友会全体の財務業務のことを指す。

第2条 会費

全会員は、定められた会費を納入する義務を持つ。また、収めた会費に関して、還元される権利を持つ。

第3条 会費の返金

一度納入された学友会費は、いかなる理由があっても返金されない。

第4条 会費の変更

現行の会費を変更するには、会則改正と同様の手続きを必要とする。

第5条 会計・財務の責任

総務部は、学友会の会計について責任を負わなければならない。また、各団体の財務業務はそれぞれの団体が責任を負わなければならない。

第6条 財務責任者の任務

学友会予算が使われる全ての団体は財務責任者をおかななければならない。財務責任者は、最低限以下の事をする。

- ① 日常の業務
- ② 書類帳簿の管理
- ③ 決算書の提出

会計監査委員会細則

前文 本細則は、文教大学湘南校舎学友会会則第9章第37条及び第41条により、会計監査の方法及び会計監査委員の業務の詳細を定めるものとする。

第1条 委員会の結成

会計監査委員会（以下、当委員会）は、会計が正常に運営され、会計監査が円滑に行われることを主な目的とし、年度初頭に結成される。

第2条 委員の構成

当委員会は全会員より選出され、会長によって任命された最低4名の会計監査委員（以下、当委員）からなり、うち1名をその長にする。

第3条 会計監査委員会の権限と業務

当委員は、学友会予算の使われる全ての団体の会計を監査する権限持つ。

第4条 会計監査の指導

学友会予算の使われる全ての団体は、当委員会の会計監査指導に従わなければならない。

第5条 領収証の保存

当委員会が認めるのは、原則として領収書のある金額のみである。但し、礼金・交通費など領収証の取れないものに関してはこの限りではない。

選挙管理細則

前文 本細則は文教大学湘南校舎学友会会則第10章第42条及び第43条により、三役及び会計監査の選挙管理業務の詳細を定めるものとする。

第1条 委員会の結成

選挙管理委員会（以下、当委員会）は、文教大学湘南校舎学友会会則（以下、会則）第5章第14条で定めるところの三役を選挙することを主な目的とし、年度初頭に結成される。

第2条 委員の構成

当委員会は全会員より選出され、学友会会長によって任命された選挙管理委員（以下、当委員）をもって構成され、第1回目の召集時に、委員長1名、書記1名を選出する。

第3条 被選挙権

当委員は被選挙権を持たない。

第4条 公示

当委員会は選挙日程、立候補者名及び開票の結果をそれぞれ決定次第公示する。

第5条 立候補の方法

立候補は、当委員会が作成した届出用紙を提出することによって完了する。